

社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会  
役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長、副会長については、報酬を支給する。
- (2) 監事については、監査の際に報酬を支給する。
- (3) その他の役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表のとおり費用を弁償する。ただし前1号及び前2号においても法人業務を行う場合は別表の費用を弁償する。

(報酬等の算定方法)

第4条 報酬等については、別表に定める額とする。

2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬の支給は、毎月1日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与規程第6条第2項に準じた日とする。

(公表)

第6条 本会は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

| 職 名                       | 内 容              | 費用弁償       |
|---------------------------|------------------|------------|
| 会長、副会長、常務理事、監事、<br>その他の理事 | 理事会及びその他の<br>の会議 | 日額 2,000 円 |

| 職 名  | 報酬額           |
|------|---------------|
| 会長   | 月額 80,000 円   |
| 副会長  | 月額 10,000 円   |
| 常務理事 | 無報酬           |
| 監事   | 日額（監査）5,000 円 |